

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

- (a) 新築されたもの
- (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c) 新築されたもの
- (d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- (e) 新築されたもの
- (f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

- (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
- (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 } }

昭和 年 月 日

平成 年 月 日

(ハ) 新築

(ニ) 取得

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	児玉郡上里町大字
家屋番号	番
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買 (2) 競売

税務証第 号

平成 年 月 日

埼玉県児玉郡上里町長 山下 博一

(注1) { }の中は、該当する者をそれぞれ○印で囲む

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。